

## 8 文化遺産の継承

重要な史跡などの文化遺産を保存整備するとともに、地域の歴史や文化の証である文化財を積極的に活用するほか、地域に根ざした特色のある伝統文化を保存・継承する。

### 令和3年度の主な取り組み・実績

#### (1) 文化財の指定等

- ・ 今岡古墳を県指定史跡に追加指定
- ・ 「香川県庁舎旧本館及び東館」が国による重要文化財に指定
- ・ 「讃岐の醤油醸造技術」が国による登録無形民俗文化財に登録されるとともに、「男木島灯台」5棟、「鳥取家住宅」12棟、「森家住宅」2棟が登録有形文化財建造物に登録

#### (2) 文化財の管理及び保存整備

- ・ 国・県指定文化財の保存修理等事業として、民間所有及び市町所有の文化財に対し補助を実施（民間所有16件、市町所有4件）
- ・ 国指定重要文化財建造物の防火施設点検等維持管理事業への補助を実施（4件）
- ・ 県指定無形民俗文化財の後継者育成等事業への補助を実施（7件）
- ・ 市町が行う文化財説明板の設置事業への補助を実施（2件）
- ・ 市町への支援策として、専門研修会を実施（4回）

#### (3) 文化財の活用

- ・ 文化財保存活用地域計画策定支援（1件、策定中：小豆島町）
- ・ 個別の文化財保存活用計画の作成を支援（8件、完成：史跡丸亀城跡、史跡高松城跡、史跡讃岐国府跡、特別天然記念物宝生院のシンパク、策定中：史跡大野原古墳群、史跡津田古墳群・富田茶臼山古墳、史跡紫雲出山遺跡、名勝満濃池）
- ・ 讃岐国府跡の内容や規模などを明らかにする発掘調査や、ボランティアの協力を得て地元のイベントに合わせて説明会などの普及活動を実施するとともに、埋蔵文化財センター第2展示室を、讃岐国府跡を中心とした展示内容に改修

#### (4) 埋蔵文化財の調査

- ・ 国道バイパスや県道の建設等に伴って、県内の遺跡について発掘調査を実施（7遺跡：笠田竹田遺跡、岡遠田遺跡、沖南遺跡、青海中村遺跡、城泉遺跡、城泉東遺跡、赤坂古墳群）
- ・ 過年度に発掘調査を行った県内の遺跡について資料整理を実施（7遺跡：旧練兵場遺跡、岸の上遺跡、横井南原遺跡、上道池東遺跡、池内古田遺跡、池内御所原遺跡、讃岐国府跡）
- ・ 地域総合研究調査事業の対象となった直島町において、分布調査等を実施するとともに、町などが所蔵する出土品についての資料整理を実施

### ◀ 関連する主な事業 ▶

文化財保存・管理事業、指定文化財緊急保存修理・活用事業、埋蔵文化財発掘調査事業、讃岐国府跡調査事業、地域総合調査研究事業、世界遺産登録推進事業

## 「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画に掲げている指標の現状と評価

指標	単位	教育基本計画 策定時(R2)	R3 年度 実績	評価	R7 年度 目標
国県指定の文化財数[累計]	件	14 (H28～R2 年度)	1	C	15
文化財の保存活用計画と文化財保存活用地域計画の作成件数[累計]	件	1	4	A	7

### 評価・課題

- 指定・登録文化財は、文化財保護法を改正した新たな国の制度である「登録無形民俗文化財」の登録第一号として「讃岐の醤油醸造技術」が登録され、県内の醤油生産者によって伝統技術が丁寧に引き継がれていることが評価されたほか、国登録有形文化財も順調に指定・登録件数が増加している。
- 文化財所有者の協力により、消防法上義務付けられた国宝・重要文化財における「自動火災報知機」の整備が国や県の補助によって進み、本県では 100%の整備率となった。しかし、整備後に所有者の負担となる毎年の設備点検に要する経費については、所有者の要望に対して十分な補助金が措置できておらず、所有者の負担軽減が今後の課題として残る。
- 文化財保存活用地域計画の策定は、小豆島町が着手しているのみである。国や県の補助を受けて実施している文化財の保存修理の成果を具体的な地域づくりに活かすため、市町に対して、部局を越えた庁内連携や、文化財保存活用地域計画の策定を促す必要がある。
- 金刀比羅宮など、文化財を多数所有している寺社において、大規模な保存修理を要する案件が増加している。今後、計画的に事業が進むよう、補助事業の活用を含めた調整を進める必要がある。
- 讃岐国府跡では、保存整備活用検討会議の事務局である坂出市による保存活用計画の作成を支援した。(令和 4 年 3 月策定) また、香川県埋蔵文化財センターが行った考古学講座ワークショップに約 100 名の県民の参加を得るなど、地域の活性化に貢献した。

### 今後の展開

- 文化財の指定については、目標を達成できるよう指定候補物件の調査等を引き続き行う。
- 防災設備の点検等、文化財の維持管理に係る経費が文化財所有者への経済的負担となっていることに対して、適切な補助を行うことができるよう、調整に努める。
- 文化財の保存修理や活用に係る事業が、各市町において計画的、効果的に行うことができるよう、法定計画である保存活用計画や保存活用地域計画を策定するよう、各市町に促し、また地域づくりに貢献する取組みとして位置づけられるよう、市町内の庁内連携を促す。
- 引き続き、讃岐国府跡の実態を解明する発掘調査を継続するとともに、地域総合研究調査事業の新たな対象地域へ展開していく。